

令和 3 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月21日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和3年9月21日〔火曜日〕午前9時26分開議

本日の会議に付した案件

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

議案第75号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 令和2年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 令和2年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

行政視察について

研修会について

出席委員（7名）

委員長 宮田達男君

副委員長 大薮豊数君

委員 河合正猛君

委員 野下達哉君

委員 古池勝英君

委員 掛布まち子君

委員 田村徳周君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議長 堀元君

議員 三輪陽子君

議員 片山裕之君

議員 石原資泰君

議員 長尾光春君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石 黒 稔 通 君 副主幹 前 田 昌 彦 君
書記 岩 本 達 明 君

説明のため出席した者の職、氏名

教育長 村 良 弘 君

健康福祉部長 松 本 朋 彦 君

教育部長 梅 本 孝 哉 君

こども未来部長兼こども未来部保育課長
貝 瀬 隆 志 君

高齢者生きがい課長 平 野 優 子 君

高齢者生きがい課主幹 間 宮 徹 君

高齢者生きがい課副主幹 土 谷 武 史 君

福祉課長 倉 知 江理子 君

福祉課主幹 石 田 哲 也 君

福祉課副主幹 横 川 幸 哉 君

保険年金課長 相 京 政 樹 君

保険年金課副主幹 三 浦 理 恵 君

教育課長 茶 原 健 二 君

教育課管理指導主事 石 原 香 蔵 君

教育課主幹 夫 馬 靖 幸 君

教育課副主幹 千 田 美 佳 君

学校給食課長兼南部学校給食センター所長
仙 田 隆 志 君

学校給食課副主幹	瀬川雅貴君
生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君
生涯学習課副主幹	岩田麻里君
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	
	中村雄一君
スポーツ推進課主幹	稲波克純君
こども政策課長	稲田剛君
こども政策課主幹	栗本真由美君
子育て支援センター所長	小林由美子君
こども政策課副主幹	丹羽克仁君
保育課指導保育士	真野桂子君
保育課主幹	梶田博志君
保育課副主幹	横井貴司君

○委員長 皆さん、おはようございます。

それでは、定刻よりも少し早いですが、皆様おそろいですので、先日に引き続き厚生文教委員会を開きます。

議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

○委員長 議案第74号 令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についての保険年金課の審査について始めます。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、保険年金課所管の決算について御説明をいたします。

最初に歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

下段にございます15款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、64ページ、65ページの中段にございます15款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金でございます。

次に、66、67ページの中段にございます15款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

次に、70、71ページをお願いいたします。

最下段の16款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ2項目でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

下段の16款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金はじめ6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費

補助金ははじめ4項目でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

中段でございます21款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金ははじめ11項目でございます。

次に、86、87ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費でございます。

次に、90、91ページの上段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入のうち、保険年金課所管の令和元年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございます。

170ページ、171ページをお願いいたします。

下段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から176、177ページ中段、国民年金事業までの11事業でございます。

少し飛びまして、204、205ページをお願いいたします。

下段でございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　子ども医療費について少しお尋ねしたいと思います。

歳入でいくと73ページの子ども医療費補助金という項目がありました。それから、歳出でいくと205ページの子ども医療費助成事業というのがありました。

この子ども医療費の助成についてなんですけれども、3年ぐらい前に市独自で子ども医療費の助成をアップしていくと非常に医療費がかさんでくるからということで、国民健康保険の交付金の助成の処置がされたと思います。平成30年には、それを取っ払って、ペナルティーという見直しがされたと思うんですけれども、まずこのペナルティーについては、今もそれは存続しているかどうかをちょっと聞きたいと思います。

- 保険年金課長　　今の御質問は、国民健康保険の療養給付費に係る交付金の減額ペナルティーが今も続いているかということだと思っておりますけれども、その減額措置の廃止は、今も続けております。
- 野下委員　　それは最初に始まったときは、ちょっと金額まで覚えていませんけど、600万円とか800万円だと思っておりますけど、令和2年度のペナルティーというのは幾らというふうに算出が出ておりますでしょうか。分かりますか。
- 保険年金課長　　平成30年度から減額の廃止ということになっているんですけれども、実際の厳密に積算をしようとしますと、今国民健康保険が県単位化になったという事情がありまして、一旦県のほうで減額分の受入れをしているということがあって、本当に正確な数字というのは算出できないんですけれども、こちらのほうで分かる限りの積算でもって金額を出しますと、令和2年度分は約320万円程度が減額廃止によって浮いたというのか、余分にいただいた金額になっていると考えております。
- 野下委員　　今の320万円というのが、結局、変な意味じゃないですけど浮いているお金という形なんですけど、本当は医療費のほうに必要なんですけど、これは浮いているという話なんですけど、だからこの決算の中にはそれは入っていないという話なんだろうけれども、その浮いた部分320万円なりを子育てのほうに使いなさいというふうに、このペナルティーがみなされたときは国から通知があったと思います。これはなかなか難しいかも分かりませんが、この320万円というのは、実際に子育てのほうにちゃんと使われているのか、その辺つかんでいますか。
- 保険年金課長　　320万円分というのが、実際のところは一般会計からの繰入れがその分減るという形で今財源として増えたという形になるんですけれども、一般会計のところでその320万円を具体的にこの事業に使っているよということは、なかなか言い切れないと思っておりますけれども、これは財務部局との調整の中で、過去の一般質問の答弁の中でも触れさせてもらっているんですけれども、子育て世代包括支援センターの事業の関係で、一部そちらのほうは活用していくということを答弁させてもらっておりまして、今も子育て世代包括支援センターの事業に一部活用されているものと認識をしてお

ります。

○野下委員　これを最後で。

部長、これだけペナルティーが続いているということですから、金額はだんだん減ってくると思いますけど、この部分というのはやはり子育てのほうにしっかりと使って、一般財源だから難しいんですけど、この金額部分は子育てに使うんだということを、これからも継続でしっかりと財政当局に主張していただいて、違う部署に使われないようにして確保してもらって、それを子育てのほうに使ってもらえるような交渉をぜひこれからはしていただきたいなと思うんですが、いかがですか。

○健康福祉部長　今、野下委員がおっしゃられたとおり、こちらの金額につきましては、当時平成29年度、平成30年度あたりに市の方針といたしまして、浮いた分については子育て世代包括支援センターが新たに事業が始まりますので、そういったものに振り分けるよというような答弁をさせていただいていると思うんですけど、当初はまだ事業が始まっておりませんでしたので、需用費程度しかありませんでしたが、昨年度から包括支援センターが本格的に始まりまして、その分が母子保健型と基本型を合わせて一般財源ベースでも四、五百万円出ておりますので、そちらのほうに充当させていただいております。

そうした中で、今年度なんですけど、こちらの子育て世代包括支援センターに対します国や県の補助金の率に変更になりまして、国の補助金が2分の1から3分の2に増えました。県のほうは3分の1から6分の1に減ったんですけど、これを合わせますと一般財源ベースで、今年度でいきますと110万円ほど新たにそういったお金が入ってくるようになりました。このお金をどう活用するかということの中で、今回の議案として出させていただきましたインフルエンザの中学3年生、高校3年生に相当する方に対します助成、そういったものにこのお金を生かしまして、補正を計上させていただいたということもございますので、こういったペナルティーが解消されて浮いたお金については、そうした子育て世代の支援のために十分活用してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○野下委員　今、部長の答弁でよろしくお願ひしたいと思ひますので、以上

で結構です。

○掛布委員 すみません、今の続きのようなんですけど、決算書の205ページのところに、子ども医療費助成に関わって、子供さんの受診率がすごくコロナの影響で下がって不用額が1億5,100万円ほど出ております。これなんか年度末までずうっと不用額で置いておかずに、もっと早めに減額補正をして、もっと有効にこの部分を子育て支援のどこかに回すとか、そういうことは考えなかったのかなあというのを、ちょっとお聞きしたいです。

○保険年金課長 今、掛布委員がおっしゃるとおり、年度の途中からかなりの不用額が出るということはある程度予測ができておりましたので、そういった意味では減額補正の対応をすることが望ましかったのかなということは感じております。そういったところは一つ反省点として受け止めさせていただきたいと思います。

その上で、この余剰分については財政当局のほうにも事前にお示しをしていた部分もありましたので、そこら辺りはその年度で活用ができたのかどうかというのは、ちょっとなかなか難しいのかなというのはありますけれども、いずれにしても減額補正というのは対応するべきだったかなというふうには思っております。

○掛布委員 特定健康診査、特定保健指導のことで、決算書の173ページの最下段の辺りをお聞きしたいんですけれども、成果報告書のほうにも、コロナがあったので特定健康診査の再度の受けてくださいよという再通知というんですか、それができなかつたので下がりましたというふうにあつて、273ページのほうには受診率が、特定健診が38.96%というふうにあるんですけれども、これはいわゆる計画的に健診の受診率を伸ばしていく計画を3年計画でつくっていただいて、それによって医療費を根本的に下げて、回り回って国保税が少しでも安く、県の納付金が減ればいいなということなんですけれども、ちょっとあまりにもコロナの原因だけにするには、ずうっと受診率が改善していないなあと思うんですけれども、これはどういう対応をこれからしていけばいいというふうに考えておいでですか。

○保険年金課長 令和2年度の健診受診率については、人間ドックも含めてトータルで42.12%ということで、確かに前年度と比べると大きく落ち込ん

でおります。

この理由というのは、今のコロナの関係でお知らせを繰り返ししなかった、控えたということと、2月に追加健診というのをいつも実施しておるんですけども、そこで駆け込みの受診というのが結構ありまして、そこでぐっと受診率を伸ばしていたというところが、令和2年度はその追加健診も控えましたので、その部分の伸びが見込めなかったということもあります。

そうした中で今年度なんですけれども、昨年度ヘルスアップ計画という受診率に関する計画の中間見直しを行いまして、実際に今の被保険者の健康状態の分析を行っておりまして、その分析を生かして、今年度直接国の交付金を使って行動特性を分析して、人に響く内容で健診の受診勧奨のはがきを送ることにしております。そういった受診勧奨のいろいろ工夫をしたり、またあとは健診の日数を確保したりということで、これからの受診率の伸びに対応していきたいなと思っております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の175ページの辺りなんですけど、後期高齢者医療のいわゆる普通徴収の方の滞納がよく発生しているわけなんですけれども、この収納対策の経費というのは、いわゆる保険年金課の一般会計のところに持ってみえる、そういうことでよろしいでしょうか。

175ページの中段のところにあります後期高齢者医療支援事業の保険料収納支援事業というところにあるんですけれども、ここにある会計年度任用職員とかは、後期高齢者医療の保険料のいわゆる普通徴収の方の徴収対策とか収納対策とか、そういうのに関わる方の人件費、そういうことでよろしいのでしょうか。

○保険年金課長　こちらの科目については、人件費も一部含まれてはおりますけれども、それ以外のところで納付書の作成だとか、督促状の作成だとか、そういったところも含めての支出ということになっております。

○掛布委員　そうすると、いわゆる収納対策ですね、普通徴収の方は納めていただけないと市のほうで集めに行かないといけないというか、そういうことになるわけなんですけど、その対策の費用というのはどこに計上されているということなんでしょうか。

- 保険年金課長 この一般会計のほうで収納支援事業ということで計上しておりまして、そちらから特別会計のほうに繰り出しをして、特別会計のほうで収納対策事業ということで計上して対応しているという形になります。
- 掛布委員 その収納対策事業というのは、何ページにあるんですか。
- 保険年金課長 特別会計のほうになります、後期高齢者の。
- 掛布委員 分かりました。
- 委員長 よろしいですか。
- 掛布委員 すみません、もう一点だけ。

177ページの中段のところ、後期高齢者の人間ドック助成事業ということで、前年度の令和元年度に比べると大分費用が落ちているんですけど、いわゆる国の制度がだんだん廃止になってきていて、自己負担金が増えてきた途中だと思うんですけども、この経費の減少というのは、利用者が減ったということなんでしょうか。ちょっと説明をしていただきたいなと思います。

- 保険年金課長 こちらの後期高齢者の人間ドックにつきましては、国の補助金が減少されたことに伴って、広域連合のほうの補助金も廃止ということになりまして、実際補正で財源更正を令和2年度にさせていただいているんですけども、人間ドックではなくて健康診査のほうでカウントをするというような形になりまして、そういったことから健康診査の費用が上昇し、人間ドックの委託料のほうが増加したものと考えております。

それから、自己負担のほうも一部見直しがありましたので、そちらのほうも影響しているものと考えております。

- 委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 教育課長 教育課所管について、該当ページを御説明させていただきます。
初めに、歳入でございます。
決算書の58ページ、59ページをお願いいたします。
下段でございます。14款1項7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校

施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

その下の2節中学校使用料も、学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

最下段、15款1項4目教育費国庫補助金、はねていただきまして66ページ、67ページの最上段、1節小学校費補助金は、要保護児童就学援助費補助金はじめ7項目でございます。

その下の2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金はじめ7項目でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

下段、15款4項4目教育費交付金、1節教育総務費交付金のうち、右側備考欄、教育課所管は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

その下の2節小学校費交付金は、学校施設環境改善交付金はじめ2項目でございます。

その下の3節中学校費交付金も、学校施設環境改善交付金及びはねていただきまして70ページ、71ページの最上段、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の2項目でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

下段でございます。16款2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側備考欄、教育課所管は、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

下段、16款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金はじめ3項目でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

下段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄、教育課所管は、最下段、江南市横田教育文化事業基金利子はじめ2項目でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段やや下、18款1項2目教育費寄附金、1節教育総務費寄附金、その下の2節小学校費寄附金、その下の3節中学校費寄附金でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

上段、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、右側備考欄、教育課所管は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ3項目でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄、中段やや下、教育課所管は令和元年度東海北陸都市教育長協議会負担金剰余金はじめ3項目でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

上段、22款1項5目教育債、1節小学校債は、便所改造事業債はじめ3項目、その3つ下、4節中学校債は、便所改造事業債はじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、302ページ、303ページをお願いいたします。

下段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、310ページをお願いいたします。

中段でございます。10款1項2目教育環境費でございます。

次に、316ページをお願いいたします。

下段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、326ページをお願いいたします。

下段でございますが、10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　直接どこという決算書の305ページの辺りに安全衛生事業ということで産業医謝礼とかいうのがあるんですけども、令和2年度はコロナで休校から始まって、本当に先生方がコロナ対策、子供たちの対策に忙殺された1年だったと思うんですけども、多忙化解消の取組がどうなっていた

かなあというのが非常に気がかりで、いつもと違う年ではありますけれども、先生方の時間外の勤務時間とかはきちんと把握されて、どうなっているかという、多忙化解消の取組というのはどうだったのかなというのをお聞きしたいのと、あと産業医にどれほど先生方を診ていただく機会というのはつくっていただいたのかなというのを教えてください。

○教育課長　　まず多忙化解消ということなのですが、昨年度、県の規則改正を受けまして、江南市においても規則のほうを制定しております。その中で、月45時間、年360時間ということで、しっかりその辺が規則のほうで規定させていただいております。

また産業医につきましては、ちょっと今件数のほうは把握しておりませんが、労働安全衛生法により常時50人以上の従業員を使用する事業所に配置するというようになっておりまして、令和2年度につきましては、古知野南小学校、布袋小学校、古知野東小学校、古知野中学校の4校で産業医のほうを配置したというようなところでございます。

○掛布委員　　今御答弁がなかったんですけど、時間外勤務時間というのは、タイムレコーダーできちんと把握されていると思うので、平均それぞれ小学校の先生、中学校の先生で時間外勤務時間がどれほどだったかというのは、すぐ出るんじゃないでしょうか。

○教育長　　毎月タイムレコーダーを基にした時間外在校時間等勤務時間というものについては把握をしておりますので、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんが、確実に令和元年度から比べれば令和2年度は、もちろんコロナ対策の関係で2か月休校の状態がありましたので、そのときはもちろん、ほとんど残業はないんですけども、それ以後も令和元年度に比べては低くなっておりますし、今年度令和3年度も毎月調査をしておりますけれども、限りなく少なくなっているという実態はあるというふうに思っております。この要因は何かといえれば、もちろん日常の業務改善と同時に、部活動の関係でもやっぱり規制もかけながら対応してまいりましたし、先生方の意識改革も進んできているというふうに私は思っておりますので、なかなか45時間360時間というのは難しい状況ではありますけれども、確実に減少しているというふうに思っております。今後ともそれについては校長会を通しな

がら、在校時間等勤務時間の減少については取り組んでいただきたいというふうに思っております。

これは令和3年度の話ですけれども、令和3年度の4月、通常ですと高学年は小学校でいうと6時間授業があるんですけれども、できれば5時間授業で1時間をカットして、他の時間でもカバーできるというふうに校長会のほうも認識しておりましたので、4月は5時間授業、簡単に言うと短縮授業をして、先生方の時間外を少しでも減らせたらなあということで、令和3年度についてはそんな取組をさせていただきました。これもある程度の効果はあったというふうに思っておりますけれども、令和4年度についても引き続きそういう取組をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○掛布委員　　ちょっと答弁についていけないところがあって、最初課長が言われた県の多忙化解消の規則を制定して、月45時間を超えてはいけない、その45時間というのが意味するところをもうちょっときちんと説明していただきたいなあ。

○教育課長　　規則の中で、努めなければならないというような表現で規定のほうがされております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　決算書の313ページの上段付近に、いじめ・不登校対策事業というのがあります。資料のほうにも何ページだったか、報告書の中にも、ちょっとずっと出てこないんですけれども、毎年毎年不登校の子供たちの出現が、江南市は県内でも大変心配される状況だったのが、114ページのところに、本当にざんざん降りの大雨状態になっております。特に小学校が、改善どころかとってまひどくなっています。これまでのなかなか改善しなかった不登校の子供たちの出現に、さらにコロナ禍が追い打ちをかけてひどくなっただらうなあとは思いますが、これをどうやって受け止めて、それぞれの学校とか教育委員会のほうで、またこのいじめ・不登校対策協議会のほうで取り組んでおられるのかということをお聞きしたいです。

○教育課長　　委員おっしゃるとおり、不登校については、今回小学校でかなり増えたということで、県下平均よりも上回っておるということで、喫緊の課題であるというようなところで認識しております。

この問題については、相談しやすい体制であったり、あとは早期発見、早期対応というのが非常に肝要であるというふうに思っております。そういった意味では、心の相談員やスクールソーシャルワーカー、また県費のスクールカウンセラーの役割が非常に重要であるというふうに思っております。また、市のほうではQ-Uアンケート、学級満足度調査を年2回実施しております。この中で学級の雰囲気や友人関係についても聞く項目があるものですから、そういったところで早期発見につなげていきたいなというふうに思っております。

また、予算のほうにあります、この中の業務委託料28万円につきましては、校長会で組織しているいじめ・不登校対策研究会のほうに業務を委託しております。この中で教員間の情報共有であったり、いじめの原因、分析等を行っております。また、この中で広報紙「ひびき」というのを発行しております。学校だけでなく保護者に対しても啓発活動を行っておるというような状況でございます。

○教育長　まさしく喫緊の課題であり、心を痛めているというのは同じ認識をしております。

令和2年度の実態でいきますと、小学校は1.85%というような状況、県・国は令和2年度まで出ませんので、令和元年度でいきますと県が0.9%、全国が0.83%というような状況ですので、かなり多いということは認識をしております。

この要因が令和2年度は何だったのかなあというふうに、学校側ともいろいろ聞き取りをしながら相談しているんですけども、1つはやっぱりコロナの影響もあったと思います。生活リズムが若干4月、5月狂った状況の中で、やっぱりそのリズムを回復できない中で不登校になったという経緯もあるかなあというふうに思いますが、そればかりではないと思っておりますけれども、とにかく不登校の傾向が見られたときにはすぐ対応するということについては校長会でも話をしておりますし、学校でもそれなりに対応している。家庭訪問したり電話連絡を取ったり、保護者との相談活動をしたりというようなことで、引き続き最終的な不登校に陥らない形の対応を取っておりますけれども、なかなか現状としてはうまくいっていないというのはあるか

もしれません。特に令和2年度の傾向でいきますと、小学校5年生がかなり多いです。小学校4年生のときに比べると、その子たちが小学校4年生のときの調査でいきますと12人程度の調査だったのが、小学校5年生に上がった段階では、令和2年度になりますと32人というふうに倍近くになってしまった。そこには何か小学校4年生から5年生になる段階で何かがあったのかもしれませんが、原因はなかなかつかめない。友人関係の問題なり家庭の問題なり、勉強が分からなくなったりというようなこともあったり、様々な要因もあるかもしれません。だから、それについては先ほどの話じゃないですけどいじめ・不登校対策協議会の中でも分析しながら、どう対応していくのかというのを協議をしているわけですけども、なかなか結果に表れていかないというのは非常に残念だなあというふうに思っていますが、これはもうとにかく引き続き取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、結果がどういうふうな形に出てくるか分かりませんが、学校が不登校を見逃しているとか、そういうことでは決してありませんし、教育委員会としてもそういうつもりは決してありませんので、その辺を御理解いただいて、これからも地道に取り組んでいきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○河合委員 成果報告書の115ページのいじめ・不登校対策事業費なんだけど、平成30年から年々減っておるんだけど、これも影響しておるんやない。大体これは何に使うの。えらい半分ぐらいになっちゃっておるけど。

○教育課長 こちらにつきましては、先ほど御説明しました313ページの中段にあります12節委託料の業務委託料、こちらのほうを年々ちょっと財源的な問題がありまして、削減したというところでございます。

○河合委員 これも影響しておるんじゃない、少なからず。だから、要るものは要るから、ちゃんと予算立てをしてきちっとやらないと、教育長お手上げになっておるで、そういうことのないように。

○教育長 ありがとうございます。

校長会ともこの辺のところは相談をしながら、事業の見直しも含めて精査をしてきているということでもありますので、決して軽視しているわけではございませんけれども、例えばひびきの回数を1回減らすとか、あるいは講演

会の持ち方もちょっと考えるとかいうようなことで、各部会とも相談をしながらこの金額でいけるということで、校長会とも相談をさせていただいています。

今、河合委員のほうからおっしゃったように、予算を削減したからということではないんですけれども、実態に合わせた形での予算編成をさせていただいているということです。

- 掛布委員　いろいろあって、小学校費と中学校費のところの、小学校費だと321ページ一番下のほうに情報教育推進事業があって、これはいろんなものがここにばあっと放り込んであるんですけれども、いわゆるG I G Aスクール関連で、教育用コンピューターを買った3分の2分の経費であるとか、ネットワークの改修工事費であるとかいろいろある、これまでのネット回線料とかあるんですけれども、この中でG I G Aスクールとは関係ない、小学校だったら平成29年から各教室にプロジェクターと、あと各校40台ぐらいかな、パソコンを整備して5年リースでやっている、その費用というのは、この321ページの下段の中のどれということになるんでしょうか。6,439万円、これかな。ちょっとよく分からないので教えてください。
- 教育課長　委員おっしゃるとおり、今年度この事業で新たに増えたところでいいますと、12節委託料の設計委託料と工事管理委託料、あと14節のネットワークの改修工事、これはネットワークの改修ということで、校内LANを1ギガから10ギガに更新したというものになります。それと17節の備品購入費、これについては1人1台端末の国庫補助を受けた、おっしゃるとおり3分の2分というところになります。この費用が今年度新たに追加された費用ということで、それ以外の費用につきましては、おおむね委員おっしゃるとおり、以前からの40台端末の関係する費用であったり、プロジェクターであったり、共有のパソコンであったりといったような費用となっております。
- 掛布委員　そうすると、中学校と小学校1年ずれているんですけれども、各校40台のパソコンとプロジェクターまでリースなのかちょっと知りませんが、プロジェクターもリースですか、それは5年リースがあと小学校は2年ほどで切れる、中学校はあと3年でリース契約が切れるんですけど、その後はもうさっぱりなしでもいいよということになるんですか。この経費は浮く

というふうに考えればいいのでしょうか。

○教育課長 当然プロジェクターであったり、教員用のパソコンというのは、これ以降も使用していかなければいけないものですから、そういったことではゼロになることではありません。費用としてはまだ発生するということろでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 1点だけ、すみません、申し訳ないです。

成果報告書の115ページ、決算書311ページで適応指導教室の事業というのがありまして、令和2年度は前年に比べて約60万円ぐらい増額になっておると思います。さっきの話がありましたように、不登校とかそういう方が結構多くなっているということで、Y o u・輝と言われるこの事業というのは本当に大事な部分だと思うんですが、この60万円というのは、この教室の何か強化をしたとか、どういったところにアップになっているのか、ちょっと教えていただけますか。

○教育課長 ちょっと後ほど調べまして、御回答させていただきます。

○野下委員 お願いします。

人が増えたとか、分かんないですけど。アップしたということは何かをてこ入れされたか、どこかに多くつけられたと思うんですけども、その点だけ教えてください。

○掛布委員 決算書の331ページの中ほどに、民間プール活用事業ということで47万円があるんですけど、これは西部中学校の新聞にも掲載されていたんですけども、試行なのか実験なのかやられたんですけど、これは結局実績報告がどこにもないような気がするものですから、実績をちょっと教えていただきたいのと、あと成果というか反響とか、あとこれに加わって西部中学校のプールの管理というのはどういう状態に、管理費用は減らしたのか、その分。どういう状態になっているか、一緒に教えてください。

○教育課長 まず最後の質問で西部中学校のプールの管理費については、今薬剤とかそういうのを使わないものですから、かなり減っているというところろで認識しております。

また、民間プールの活用事業につきましては、令和2年度当初予定では、

藤里小学校、門弟山小学校の5・6年生、また西部中学校の全学年で実施するというような予定でございましたが、コロナの関係で西部中学校の1年生のみで実施したというところがございます。実施時期が11月5日、19日、12月3日の3日間、テックネスの休館日に実施したというところがございます。西部中学校の1年生95人が参加したというところがございます。

また、この評価でございますが、学校のほうで生徒、保護者、教員にアンケートの実施をいたしました。その中で、生徒の95%が「満足」「やや満足」というようなところで回答をいただいております。その理由でございますが、インストラクターが2名つきまして、そのきめ細やかな指導が非常に良かったというところでいただいております。また、保護者の方からは、天候や気温に左右されず、日焼けすることもなく実施できるのがいいというところございました。

あと、問題点といたしましては、女子生徒の髪の毛を乾かす時間が少なかったんで寒かったというような意見もいただいております。以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○大藪委員　大きな内容になると思いますけど、今の関連でプール、これから民間委託等をしていく、もう実際にされているところもあるんですけど、実際に昨年の実績も出てきて、今後の話になるんですが、プールというのは全部取り壊していくのでしょうか。それとも、例えば岐阜県のようにチョウザメなどの養殖業者などにお貸ししたりとかということもある、そういう方法もあると思うんですけど、何かそういうお考えは教育長、なかなかお話しする機会がないので、ぜひ梅本部長の見解をお聞きしたいんですけど、どうでしょう。

○教育長　民間プールについては、今課長のほうからお話しさせていただいたように、昨年度小学校と中学校、試行的に実施をしながら民間プールへの活用が可能であれば、そういう方法も一つ視野に入れていくということで進めましたが、残念ながらコロナの関係で小学校については実施できませんでした。中学校については1学年だけ実施させていただいた。西部中学校、もともとプールの施設改修に大変お金を要するというようなこともあったので、

そういうことも含めて、西部中学校は水泳部もないということで実施をさせていただきます。

今後のことですけれども、これは決算でありますけれども、今後のこととしては、民間プールの委託先が、江南市の場合はそれほどありません。実際了解していただいているところが、今のところティップネスだけありますので、なかなか全校が民間プールへの移行というのは難しいというふうに判断をしております。できれば先ほど言った3校が全校体制で民間プールに移行できれば、その3校のプールについては、例えば取壊し、あるいは複合化、いろいろなことを考えていけるんだろうというふうに思っておりますけれども、全校を進めていくということについては、環境状態が今のところありませんので、そこについては今後の大きな検討課題というふうに思っておりますけれども、できれば1校でも2校でも民間プールに委託していければ、その分ほかの施設への利用が可能になっていくのかなあという気はしておりますので、部長への御質問でしたが、私が答えさせていただいて申し訳ございません。

○大藪委員 ありがとうございました。

○教育課長 先ほど野下委員からの質問の中で、適応指導教室Y o u・輝で金額が昨年度より上がったというようなところでございますが、311ページをお願いしたいんですけれども、この中で職員手当等で期末手当ということで、昨年度から会計年度任用職員になりまして、期末手当が出るようになったということで、この期末手当分が増額となったというところでございます。

○野下委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入についてでございます。

決算書の60、61ページをお願いいたします。

上段の14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料のうち、学校給食課分は学校給食センター目的外使用料でございます。

続きまして、70、71ページをお願いいたします。

上段の15款4項4目教育費交付金、5節保健体育費交付金のうち、学校給食課分は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続きまして、84、85ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

続きまして、88、89ページをお願いいたします。

中段やや下の21款5項2目雑入、11節、学校臨時休業対策費補助金ほか2項目でございます。

歳入は以上です。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

大きくはねていただきまして、358、359ページをお願いいたします。

358ページ下段の、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　決算書の363ページの下段に、給食用物資の調達事業というのがあって、賄い材料費ということで3億5,000万円あるんですけども、いわゆる給食材料一式と、あと例えば御飯の炊飯を委託して運んでもらっているんですけども、その経費全部もここの賄い材料費に含まれるというふうに認識すればいいですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　そのとおりです。

○掛布委員　もう一点ですけれども、363ページ、そのすぐ上のところにあります調理員派遣業務委託料ということで、6人の方を3,417万円で年間通して派遣されたということで、本会議場でも三輪議員が質疑させていただいたんですけど、平均にすると、151ページの報告書に何月が何時間働いたということで、契約としては時給幾らの人を何人、時給幾らの人を何人と、そ

ういう契約だという話なんですけど、そうすると時給平均だと、単純に割り算すると、この1万423時間で委託料の3,400万円を割ると、平均時給が3,278円という、そんなもんかなあと思うんですけど、いわゆる会計年度任用職員さんではなく、ちゃんとした経験豊かな、スキルを持った派遣社員、正社員に匹敵するだけの派遣社員を雇うところに意義があって、この支出はいいんだということなんですけど、結局6人の方は、年間を通して同じ人が6人ずうっと来ていただいたということなんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 派遣職員としては、6人全て同じ方です。

○掛布委員 同じ人ということになってくると、例えば年休の取得とか病気休暇とか、そういったのはどうされたんですか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 契約時の条件ですけど、令和2年度で申し上げますと、勤務日としては225日で1日8時間という勤務をされております。差額で残った111万2,714円ぐらい、これというのが6人の方の勤務をされていないものになります。なので、契約時は満額で225日の8時間の6人分を計上させていただいて、休んだ分についてはそこから差し引いていくと、月々は勤務時間に対して実績によって請求をしていただいております。

○委員長 よろしいですか。

○大藪委員 よろしくお願ひします。

昨年度併せて今年度にも多少関わってくる内容だと思います。コロナ禍の中でフードロスの問題がいろいろ出てくると思ひまして、学校給食の現在の給食費徴収ルールをまず教えていただけますでしょうか。これに関しては、もちろん併せてキャンセルのルール、例えば地域によって大きく違ふと思ひます。特に昨今も、それから昨年ちょうど秋ぐらいからこんな問題がちょこちょこ新聞紙上にも出てきたと思ひますが、三重県の現状なんかを見ますと、1週間以上前からキャンセルしないと給食費を徴収されるということで、桑名市だったかどこか、四日市市だかどこかは、もう3日前でいいと、3日前に言ってくれば、例えばコロナなどの濃厚接触に疑われるような場合には、もうそう言ってやってくれば、そこからはもういいよというようなこ

とで配慮をいただいているみたいなのですが、実際に昨年度併せてこの徴収ルールをちょっと教えていただけますか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長　　まず、給食費の徴収ルールについて御説明させていただきます。

まず給食費の徴収につきましては、江南市では新小学校1年生入学時に給食費等口座振替申込書というものを提出していただきます。これによって、中学校3年生までの給食がされるということになってきます。こちらにつきましては、先ほど給食費等と言いましたけど、給食費と学校の学用品費を合わせて口座振替によって徴収をさせていただきます。徴収の口座の振替の時期なのですが、基本的には月の初め、例えば5月であれば5月7日辺りという感じで前払いのような形で徴収をいただいております。基本的にはと申し上げたのが、4月の分については5月分と合わせて2か月分をいただくという形になってきます。ほかについては、先ほど申し上げたような月初めにいただくというようなルールで行っております。

また、キャンセルのルールにつきましては、基本的にキャンセルする日の2日前の9時までに学校から各センターに連絡をいただければキャンセルができるということになっております。

令和2年度の新型コロナの対応というところでいいますと、例えば濃厚接触等で急に休む、出席停止扱いになった人がいるとします。そういったときについては、先ほど申し上げた2日前までの午前9時というところがあるんですけど、例えば水曜日の給食費を切ろうとすると、月曜日の9時までに連絡をいただければ、水曜日以降はキャンセルできます。ただ、月曜日、火曜日というのは保護者負担になるというところがあるので、そこについては出席停止扱いということなので、市費負担ということで市のほうで負担をするという取扱いで、令和2年度については行ってきました。

また、新型コロナの対策といたしまして、通常は食材発注につきましては、1か月前に発注をするんですが、いつ休業になるか分からない状態でしたので、1週間単位ということで、できるだけ給食従事者にも迷惑をかけない形で発注方法を工夫して対応していきました。以上です。

○大薮委員　　ありがとうございました。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　それでは、生涯学習課所管の箇所について御説明いたします。

初めに歳入につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の56ページ、57ページの中段をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。57ページ、備考欄の還付未整理金及び生涯学習課分、学習等供用施設使用料はじめ学習等供用施設に係る4項目でございます。

次に、60ページ、61ページの最上段をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の還付未整理金及び公民館使用料はじめ10項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項1目民生費交付金、3節社会福祉費交付金でございます。69ページ、備考欄の生涯学習課分、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、70ページ、71ページの上段をお願いいたします。

15款4項4目教育費交付金、4節社会教育費交付金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、76ページ、77ページの最上段をお願いいたします。

16款2項8目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。79ページ、備考欄の生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ3項目でございます。

次に、その下の項目の2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でござい

ます。

はねていただきまして81ページ、備考欄の最上段、生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

次に、同じページの下段、18款1項2目教育費寄附金、4節社会教育費寄附金の新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

次に、その下の18款1項3目民生費寄附金、1節社会福祉費寄附金の新型コロナウイルス感染症対策寄附金でございます。

次に、82ページ、83ページの上段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。83ページ、備考欄の生涯学習課分、江南市横田教育文化事業基金繰入金でございます。

次に、84ページ、85ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、10節電話料収入、85ページ、備考欄の生涯学習課分、電話使用料（学習等供用施設）はじめ2項目でございます。

次に、89ページをお願いいたします。

11節雑入でございます。89ページ、備考欄の下段、生涯学習課分、児童用図書購入費返還金はじめ6項目でございます。

次に、はねていただきまして、90ページ、91ページの中段をお願いいたします。

22款1項1目民生費、1節社会福祉費、91ページの備考欄の学習等供用施設改修事業債でございます。

次に、はねていただきまして92ページ、93ページの上段をお願いいたします。

22款1項5目教育債、2節社会教育債、93ページ、備考欄の公民館改修事業債はじめ3項目でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

178ページ、179ページの上段をお願いいたします。

3款1項5目学習等供用施設費でございます。

180ページ、181ページの中段まで掲げてございます。

次に、少し飛びますが338ページ、339ページの上段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費でございます。

次に、346ページ、347ページの下段をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費でございます。

352ページ、353ページの中段まででございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　347ページ、決算書の中ほどにあります子ども読書活動推進事業の13万6,000円なんですけれども、これはこれまでずっと79万円ほどずっと子ども読書活動推進事業として保育園とかいわゆる公民館であるとか、そういったところに子供たちが日頃親しむ、よく出かける、子供たちの目につくところに配本するというか配って歩いて、これが結構よく利用されていたと私は認識をしているんですけれども、何かここ急に79万円から13万6,000円に減っているんですけど、これはどういうことなのか説明していただきたいです。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは子ども読書活動推進計画に基づいて、学童保育ですとか、あと保育園に本の予算をつけまして、各施設で検討していただいた図書を購入していただく予算ということで執行していただいております。

ただ、ある程度年数もたってきましたので、充実はしているということで判断いたしまして、これは39か所、全部であるんですが、3年に1度に本の購入ということで、予算をちょっとその部分で減らしたということでございます。3年に1度ですので13か所ということですね。

○掛布委員　子ども読書活動の推進計画というのが、第3次というのをつくっていただいている、その最初の年度が令和2年度だと思っておりますけど、それを見ると、なかなか子供たちが本に親しむ機会がないということで、図書館もなかなか行ってもらえないし、小学生以上は学校ですけれども、なかなか行ってもらえないしということで、一番手っ取り早いのが学童保育とか放課後子ども教室とか保育園、児童館、そういったところに本をたくさん配っ

て、そこで子供たちに本に親しんでもらうというのが大事だよというのをすごく大きく第3次の計画では打ち出したはずだから、本来だったら減らすんじゃないかというよりもっと増やさないといかんかったんじゃないんですかね。いわゆる学童保育は学童保育、保育園は保育園で別途本を買う予算がついていればいいんだけど、ついていなくて、こっちを3年に1度というふうにとすることなんですけど、子供たちがよく手に取る本というのはすぐ傷んでいきますので、やはり毎年毎年傷んだ本との取替えとか、充実させていくということは大事で、減らすというのはちょっとおかしいんじゃないかなあと思うんですが。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらにつきましては、今図書館のほうで保育園の配本サービスというのを行っています。その中で図書館の本とは別に予算を大成株式会社のほうがつけていただきまして、その本を保育園、あと子育て支援センターのほうで、ローテーションで回していただいて、本を見ていただくということをやっていただいておりますので、それも併せていろいろ検討していく上で、この本の予算をちょっと減らしたということでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　お願いします。先にまとめてお話ししますね。

市民文化会館についてお尋ねいたします。決算書349ページの関連です。

この7月26日に行われました全員協議会で報告をされました市民文化会館令和2年度事業報告書2ページに、管理運営費として支援金、恐らくこれはコロナ対応であろうというものが1,500万円。4ページの令和2年度収支明細書には、収支差の差額として238万円余りとあります。コロナ対策支援金を黒字で計上するということが、実際よいものかどうかという質問及びコロナウイルス対策の支援金を実際突っ込んだの黒字というのは、指定管理の努力ではないというふうに私は感じております。それについてお答えください。以上です。

○生涯学習課長兼少年センター所長　文化会館につきましては、昨年度コロナの影響によりまして、年度当初には休館もしておりました。指定管理者か

らは、当然利用料金が施設管理とかにも必要な経費として見ておりますので、何とかしてほしいということでいろいろお話をいただいております。

その中で、当初は年度が終了時点で影響額を協定書に基づいてリスク分担をして、指定管理者と市で補っていくものだと考えておりましたが、年度途中でコロナの臨時交付金というお話がありまして、その項目の中に指定管理者への支援という項目がありましたので、今のリスク分担金の回避もできますし、施設管理者が立ち行かなくなったときに、施設の余儀なく閉館をしたときとかということで利用者に迷惑のかかることもありますので、その支援金があればそういうことも回避できるなということで、支援金を支払うということで考えました。その中で、支援金についてはあくまでも利用料金収入の補填ということではなくて、施設の利用回復などの経費であったり、施設の維持管理であったり、あと今のコロナ対策への経費に充てるということで、市のほうで推定する影響額を試算しまして、それを1,500万円という額を計算して、それを指定管理者にお支払いいたしました。ほぼ100%近く臨時交付金のほうで見ていただけるということでございましたので、そういうことで考えさせていただきました。

今、委員のほうから御質問がありました黒字で見ていいのかという話なんですけど、あくまでもこれはコロナの支援金の残額ということではなく、指定管理料を含め、今の支援金も含めた中の最終的な収支差額がプラスになったということで、先ほど言いました利用目的についても、施設維持管理も当然施設管理の支出の中にありますので、それは計上してもいいものだと考えています。

○大藪委員 ありがとうございました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の339ページの一番下段のところに、PTA活動補助事業というのがあって、PTA連合会への補助金ということで6万円というちよっきりの額、これも前年度から減っているんですけどもちよっきりの額、その次のボーイスカウト・ガールスカウトへの補助金も6万円という、何か事業をやるのに対して、その事業の補助ではなくて、その会の存在そのものへの補助金というような形で、どうしてこういう出し方になっているのかな

あ、341ページのもうちょっと下に下がったところの家庭教育事業のところも、需用費として7万円ちょつきりがあったり、341ページの最下段のところの青少年健全育成推進事業業務委託料、これも20万円ちょつきりということで、何かこういう事業をやったので精算して幾らじゃなくて、ちょつきりというのは何かおかしな補助金の出し方であるし、業務委託料だともっとおかしいなと思うんですけれども、どういう考えでこういう出し方になっているのか、ちょっと教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　今お話しいただいたものにつきましては、特に補助対象をはっきりさせているものではなく、確かに今まで前例に倣ってこの金額でお支払いをしておりました。

補助金検討委員会の中でも、内容についてはちょっと精査をしてほしいということで、今現状見直しをしているところです。特に補助対象経費を何がやるかということをはっきりさせて今後お支払いしていくように、各団体とも協議をしていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○掛布委員　最後にお聞きした341ページの最下段の青少年健全育成事業業務委託料ということですけど、これはどこに業務委託されて、どんな実績だったんでしょう、20万円。

○生涯学習課長兼少年センター所長　まず、どこに今の委託ということなんですけど、青少年健全育成推進連絡協議会のほうに委託をしております。

内容につきましては、昨年度いろいろコロナの影響を受けておりますが、街頭補導であったり、あと挨拶運動であったり、青少年の非行防止であったり、そういうことへの活動ですね、地区の方の御協力を得ながら活動しております。

○掛布委員　ちょっと付け足しですけども、やはりきちんと実績を見ていただいて、その実績に対して補助をするというふうに変えていかないと、何かつかみ金みたいな業務委託ではいかんのじゃないかなというふうに意見だけ申し上げておきます。

○委員長　意見ということで。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休 憩

午前11時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、スポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課所管につきまして、該当ページを御説明させていただきます。

初めに歳入でございます。決算書の60ページ、61ページの上段をお願いします。

14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、70ページ、71ページ上段をお願いします。

15款4項4目教育費交付金、5節保健体育費交付金でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

次に、78ページ、79ページ中段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、88ページ、89ページをお願いします。

21款5項2目雑入、11節雑入でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンターネーミングライツ料はじめ4項目でございます。

次に、92ページ、93ページの上段をお願いします。

22款1項5目教育債、3節保健体育債でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、武道館空調設備整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

352ページ、353ページ中段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。右側の備考欄、人件費等から

ページが飛びまして359ページ中段やや下の学校体育施設開放事業まででございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。新型コロナの影響で体育関係はさんざんな1年で本当にいろんな面で御苦労だったと思いますが、1点、総合型地域スポーツクラブというのが立ち上がっていて、そこがどうだったかなあというのが大変コロナの関係で心配をするところなんですけれども、スポーツ推進課として、ここへの支援というのはどんな形で行われて、決算書のどこかにそれが計上されているのかどうか、ちょっと教えてください。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　直接ではございませんが、江南市スポーツ協会に540万円の補助をしております、その中から総合型地域スポーツクラブに対しまして補助が出ているという形でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて、こども未来部こども政策課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども政策課長　令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、こども政策課所管分について御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページの中段やや下をお願いいたします。

14款2項7目教育手数料、1節教育総務手数料の備考欄、放課後児童健全育成手数料でございます。

同じページの下段、15款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金の備考欄、児童扶養手当支給費負担金はじめ3項目でございます。

次に、64ページ、65ページの中段やや下をお願いいたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の備考欄、こども

政策課分は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金ははじめ6項目でございます。

次に、66ページ、67ページの最下段をお願いします。

15款4項1目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の備考欄、こども政策課分は、子ども・子育て支援交付金ははじめ2項目でございます。

次に、68ページ、69ページの下段をお願いいたします。

15款4項4目教育費交付金、1節教育総務費交付金の備考欄、こども政策課分は、子ども・子育て支援交付金ははじめ2項目でございます。

次に、72ページ、73ページの下段をお願いいたします。

16款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の備考欄、こども政策課分は、児童委員活動費負担金ははじめ3項目でございます。

同じページの下段、16款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は、地域子ども・子育て支援事業費補助金ははじめ3項目でございます。

74ページ、75ページの最下段をお願いします。

16款2項8目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の備考欄、こども政策課分は、放課後子ども教室推進事業費補助金ははじめ3項目でございます。

次に、76ページ、77ページの中段をお願いします。

16款3項2目民生費委託金、1節児童福祉費委託金の備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、78ページ、79ページの中段をお願いします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料の備考欄の最下段で、こども政策課分は、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして88ページ、89ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入の備考欄、こども政策課分は、県収入証紙還付金ははじめ4項目でございます。

次に、90ページ、91ページの中段をお願いします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入の備考欄、中段、こども政策課分は、令和元年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金ははじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛びますが、180ページ、181ページをお願いします。

180ページ、181ページの中段から194ページ、195ページまでが3款2項1目こども政策費でございます。

また、少し飛びますが、280ページ、281ページの中段に8款4項4目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

また、少し飛びますが、314ページ、315ページの中段から316ページ、317ページまでが10款1項3目放課後児童費でございます。

歳出は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 では、1つお願いします。

決算書の183ページの病児・病後児保育事業について、具体的に主な事業内容、実績、料金体系などを教えていただけますか。

○こども政策課長 令和2年度の病児・病後児保育事業というのは、この時点ではまだ江南市で直営でやっているものはございませんでしたので、他市町で病児・病後児保育を利用した方に対する補助事業でございます。対象は生後7か月から小学3年生まででございます。補助額は利用料の2分の1の額で、日額1,000円を上限としております。実績につきましては、3名の方で延べ7回となっております。以上でございます。

○大藪委員 もう一つお願いします。

昨年あたりからちょこちょこ話が出てきているんですが、学童などで出てくるごみのお話なんですけれども、それはどこに書いてあるのか、ちょっと見つけられなかったんですが、実際の一般ごみではなくて、一般的に言われる消毒をした後の基本的には別で捨てなきゃいけないような、そういったごみの扱いについてどこにどう書いてあって、それについてちょっと教えていただけますか。

○こども政策課長 ごみの件につきましては、また実はこの後、委員協議会でお話をさせていただく予定でございますが……。

- 大藪委員 じゃあ、後でいいです。
- 委員長 ほかに質疑はありませんか。
- 掛布委員 まず1点、決算書の185ページの一番上のところのファミリー・サポート・センター事業について伺います。

報告書の159ページにまとめていただいている、援助会員が高齢化をして減少していて、新規会員の確保が必要ですよというふうに書いてあります。いわゆる援助会員の方々の平均的な年齢というのはどうなっているのか、あと報告書の中に利用対象児童の年齢拡大を要望する声があるということなんですけれども、これはどういうことなのか、ちょっと説明をしていただきたいと思えます。

- こども政策課長 すみません。今、最後に言われたのはどちらのことで。
- 掛布委員 報告書の159ページの一番下の課題のところですよ。
- こども政策課長 まず援助会員の年齢のことをございますが、大体割と高齢の方に偏っておりますが、一番多い年代としましては50歳から54歳という方が12名、次に45歳から49歳という方が11名でございます。そこから10人弱ということで55歳から69歳、一番高齢の方で70歳から74歳までの方が3名いらっしゃいます。

あと2つ目の御質問ですが、利用対象児童の年齢拡大を要望する声があるということをございますが、今現在ファミリー・サポート・センターの預かり児童の年齢というのが、小学3年生までだったかと思えます。これが小学校の高学年も扱っていただけるような声が一部ございます。

- 掛布委員 すみません。高齢化って書いてあったので70代とか60代の方が多いのかなと思ったら、さほどではないので、ここに書いてあるほどの心配ではないのかなと思いました。

もう一点、放課後児童健全育成事業、学童保育のほうなんですけれども、報告書のほうの164ページにまとめてあるんですけども、コロナの中で出席率が前年までと、やっぱりちょっと減っているなあという感じがします。その中でも、特にここはちょっといつもいっぱい定員数としてはたくさんあるのに、出席児童が少ないなあというところとして、例えば164ページの表の下のほうにあります門弟山小学校の学童が、年間出席率が50.7%であった

りとか、古知野南小学校が56%、古知野西小学校が定員70人に対して平均26人ということで63.8%、古知野南小学校も今言いましたけれども、定員168人に対して59人ということで、出席学童が少ないというところは、いつも同じような傾向にあって、やはりその学童特有の何か子供たちが学童に出ていきにくい原因というか、そんなのがあるんじゃないかなあと思うんですけど、これはいかがですか。

○こども政策課長　ただいまの御質問ですけれど、ちょっとここで数字のちょっとしたあやなんですが、古知野西小学校ですとか古知野南小学校、夏休みにおきましては分室を開いております。定員に関しても、分室を開いた場合の定員数になっています。当然、学期途中の授業日においては、夏休みだけ利用される児童というのはいないものですから、平均出席者数というのは、ぐっと減ってまいります。

そういったことがございますので、私どもとしましては学童に来にくいということではないのかなとは思っておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　指導員の確保というのは本当に苦勞されていることは十分承知しています。決算書の315ページの最下段のところに、支援員補助人材派遣手数料ということで412万円計上されていて、何かどんどんこれが増えていく感じがします。この内容をちょっと説明していただきたいと思います。

○こども政策課長　この支援員補助人材派遣手数料は、シルバー人材センターに委託をしている委託料でございます。委託をしている派遣手数料でございます。

シルバー人材センターに派遣をお願いしているもので、派遣を依頼している人数というのは10名をお願いしております。ただ、シルバー人材センターのほうでもなかなか10名丸々派遣ができるわけではないようでして、10名派遣をお願いしているんですが、10名までは来ていないという状況です。時間帯としましては、夕方の3時から5時前後の時間をお願いしております。

○掛布委員　その派遣される契約でのシルバー人材センターの方の時給というのは幾らで、シルバー人材センターに支払っているんでしょうか。

○こども政策課長　実際にシルバー人材センターに支払われる金額というの

はちょっと分からないんですが、ここでシルバー人材センターに支払いをしている時間単価というのは1,111円でございます。

- 掛布委員　　ちょっと仕方がなくシルバー人材センターにお願いしていると思うんですけども、やはり同じ方に継続してきていただいて、その方に指導員としての経験を積んでいっていただいて、時給を上げて少しでも待遇改善につなげていくという意味で、やはり会計年度任用職員さんの確保ということをお願いできないかなあと思います。

もう一点、児童館活動についてお尋ねしたいんですけども、決算書の193ページと報告書の163ページにあるんですけども、児童館活動の会計年度任用職員さんの報酬が1,256万円ほどついているんですけども、この会計年度任用職員さんというのは古知野北部学供児童館、草井学供児童館、交通児童遊園、この3館分の方の報酬という、そういうことでよろしいのでしょうか。

- こども政策課長　　この会計年度任用職員の報酬というのは、おっしゃいましたように交通児童遊園と古知野北学供、草井学供、古知野児童館、藤が丘児童館は指定管理でお願いしていますので、指定管理のキッズサポートから職員には賃金が支払われています。

- 掛布委員　　報告書の163ページには、実施内容の中で年間延べ利用者数と1日平均何人というのがあって、交通児童遊園などは1万4,300人、1日平均48.2人とか、藤が丘、古知野児童館は当然指定管理なので多いんですけども、草井学供と古知野北部学供の児童館というのは実態として1日平均1人とか2人とかということで、ここは何か学童保育という認識しかほとんどなくて、実際児童館としての活動、いろいろやってチラシとかも掲げていただいてやっていただいているとは思いますが、実際関わっておられる児童館の担当ということで関わっていらっしゃる会計年度任用職員は、学童保育の指導員も兼ねているのでしょうか。兼ねていないとは思いますが、どういう位置づけで、1日1人の相手の児童館の職員というのもちょっといかなんと思うんですけど。

- こども政策課長　　古知野北学供、草井学供の学供の職員というのは、学童の支援員とは兼ねてはいないんですが、実際には手が空いているときには手伝っていただいているという実態はございます。あと、草井学供、古知野北

学供、御指摘のように1日当たりの利用人数というのは、ほとんどあるようなないような、1人とか2人ということではありますが、1日平均とするとございますけれど、行事としましては月に数回土曜であったり日曜日であったり、将棋教室であったり卓球大会、読み聞かせやゲーム遊びなどの事業を、土曜であったり日曜日であったりというところでやっております。平日の利用というのは、実際には御指摘のように少ないのかなと思っております。

○掛布委員　細くなるんですけど、すごい曖昧な位置づけで、いわゆるここで児童館の会計年度任用職員である草井学供、北部学供に派遣されている職員は、その学供の管理責任者プラス児童館の担当職員で、手が空いたときは学童保育も手伝うよという、学童保育の指導員としての報酬は受け取ってなくて、自発的なそういうことで、そんなふうでいいんでしょうかね。ちょっと独り言なんですけど。

すみません。もう一個ですけど、いわゆる北部学供が閉館になりますね。決算で今後を聞いていたら駄目なんですけれども、閉館になって今後いつか分からないですけど取り壊しになっていきますが、新たにできる古知野北部地区の複合公共施設のほうにこの児童館機能が移るのかどうかというのがはっきりしておらないわけなんですけど、これはどういうふうになるのかということと、もう一個関連で、交通児童遊園の児童館としての機能も、いわゆる中にあります子育て支援センターやファミリー・サポートの拠点は、新しくできる布袋駅東の2階の子育て総合支援拠点のほうに移っていくんですけど、児童館機能というのは移るという位置づけは今ないわけなんですけど、それはどうなっていくのか、よければ答弁お願いしたいです。

○こども政策課長　今の質問の前の付け足しになりますけれど、古知野北学供、草井地区学供の会計年度任用職員、児童館活動以外にも当然施設管理を日々は行っております、その傍ら児童館活動をしていただいていると。あと学童というのは、あくまで手が空いていたとき児童館の施設管理の活動の範囲内でやっていただいているということなので、改めてその分について賃金を支払っているということにはございません。

今の質問でございまして、今後の古知野北部地区学供の活動についてでございますけれど、来年度については現状のまま新しい施設においても学

供のときと同様な活動をしていくことになるだろうというふうに思っておりますが、交通児童遊園や草井地区学供の児童館活動と併せて、いずれは何らかの形で見直しをしていく必要はあるだろうとは考えておりますが、今の時点でどういうふうにしていくという考えはまだ持っておらないものですから、今後しっかりその辺は検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○掛布委員 要望なんですけれども、交通児童遊園の残る児童館機能というのは、やはりとてもいい交通児童遊園の森と豊かな交通児童遊園の施設、ちよっと県から借りている借地料が高いのはいけないんですけれども、やはりそれは本当に久昌寺に公園を造るよりもずうっと有意義だと思うので、しっかり残して児童館としての活動を継続していただきたいなと要望で言っておきます。

○委員長 要望として。

○掛布委員 はい。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和2年度江南市一般会計歳入歳出決算事項別明細書の56ページ、57ページをお願いいたします。

最初に、収入でございます。

中段やや下、14款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、保育所保育料はじめ6項目でございます。

64ページ、65ページをお願いいたします。

中段やや下、15款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

最上段、15款4項1目1節児童福祉費交付金のうち、備考欄、子ども・子育て支援交付金ははじめ4項目でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

上段、16款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金ははじめ2項目でございます。

最下段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、施設型給付費等補助金から1ページをはねていただきまして、74ページ、75ページ上段の子育て支援対策基金事業費補助金までの7項目でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

中段、16款4項6目1節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

下段、18款1項3目2節児童福祉費寄附金、備考欄、寄附金でございます。

82ページ、83ページをお願いいたします。

最上段、19款1項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

中段やや下、21款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児徴収金ははじめ2項目でございます。

88ページ、89ページをお願いいたします。

最下段、11節雑入のうち、備考欄、児童福祉等実習指導委託費から1ページをはねていただきまして、90ページ、91ページ最上段、廃食用油売払収入までの3項目でございます。

上段、3目1節過年度収入のうち、備考欄、令和元年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金ははじめ3項目でございます。

その下、22款1項1目2節児童福祉債、備考欄、保育園空調設備改修事業債（古知野中）ははじめ3項目でございます。

続きまして、保育課所管の歳出でございます。

大きくはねていただきまして、194ページ、195ページの下段から204ページ、205ページの中段までが3款2項2目保育費でございます。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長　これより審議を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員　すみません。報告書の169ページのところに、一番下の課題のところに年度途中で3歳未満児の待機児童が発生しているという、年度当初は全て入っていただいているんですけども、待機児童が発生しているという、その発生している原因というのは、施設としてはあるけれども、保育士の確保ができないということなのか、希望者が入りたい保育園に空きが出なくてどうにもならないということなのか。年度途中の3歳未満児の待機児童の発生の原因というのはどこにあるのか、ちょっと教えていただきたい。

○保育課主幹　ただいま御質問にありました待機児童のなぜ発生しているのかという御質問に対しましてなんですけれども、実際に今掛布委員から言われましたように、施設のほうでの受入れの条件までには達していないんですけども、保育士が確保できていないために受入れができないという場合もございますし、当然希望される園の入園状況にも左右されることとなりますので、定員まで受入れさせていただいている状況があつて受入れできないということもございます。

こういったところで、保育課のほうにつきましても会計年度任用職員を常時採用するような形の募集をかけさせていただきつつ、保育士の確保には努めさせていただいているところなんですけれども、現状でき得る限りといいますか、こちらのほうで整備させていただいている環境の中で受入れをさせていただいているという状況でございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　すみません。会計年度任用職員、保育園で勤務されている、その実態について伺いたいんですけども、どの時点でもいいんですけども、そちらがお答えしやすい時点の数で、会計年度任用職員でクラス担任の方は何人いらっしゃって、それ以外の方は何人いらっしゃるか。

それと、保育園の給食なんですけれども、自園調理で頑張つて狭いところでアレルギー代替食も作っていただいて、頑張つていただいているんですけども、保育園の給食の会計年度任用職員はどうなっているのか。正職員1

人に対して会計年度任用職員何人という、そういう対応になっているのか、ちょっと教えてください。

- 保育課主幹 では、初めに保育士の関係の会計年度職員の関係から申し上げさせていただきます。

令和3年3月での状況を申し上げますと、会計年度任用職員としましては277名、こちらを雇用させていただいております。そのうち、クラス担任となりますと保育士資格を有する必要がございますので、保育士資格を持つ会計年度任用職員が219名、3月では在籍しております。そのうち、実際にクラス担当の保育士となりました者が77名でございます。

続きまして、実際の自園調理の調理員のほうになりますけれども、こちらにつきましては、各園正規職員1名、または再任用の職員2名を正規職員1名とみなしまして、必ず配置させていただきつつ、各園2人から3人の会計年度任用職員を配置することによって自園調理による調理業務を行っていただいているという状況でございます。

- 掛布委員 保育士不足という、正職員で新規に若い方を採用してもなかなか定着していただけなくて、辞めていかれてしまう。非常に残念な状況がある中で、会計年度任用職員さんを大量に雇用されているということなんですけど、いわゆる今は本当に足りなくて保育士資格がない方でも、本当に失礼な言い方ですけど、本当に普通の主婦の方でもいわゆる会計年度任用職員の保育士として雇用されている、そういうことなんですよね。

- 保育課主幹 実際に雇用させていただいている会計年度任用職員、そのうち56名の方が保育士資格を持っていない方になってございます。これは、すみません、令和3年3月現在の数字でございますけれども、こちらの方々は実際には保育士という立場ではなく、保育補助という形で保育士の補助で保育の運営に関わっていただくという業務に当たっていただいているものでございますので、よろしく願いいたします。

- 大藪委員 それでは、幾つかお尋ねいたします。

今の関連から参ります。今現在、掛布委員さんの関連で実際に会計年度任用職員219名、資格なしの方56名というふうにおっしゃっているんですが、この中でクラス担任を受け持つ者、ごめんなさい、ちょっと聞き落としたか

もしれませんが、何名でしたでしょうか。

○保育課主幹 先ほどの令和3年3月の状況で申し上げますと、クラス担任を持ちました会計年度任用職員は77名でございます。

○大藪委員 分かりました。

もう一個、同じです。昨年の退職者数は何名でしたでしょうか、教えてください。

○保育課主幹 令和2年度の退職者数でございますが、定年退職の方を含めまして合計で9名でございます。また、そのうち2名が定年退職、自己都合が7名でございます。

○大藪委員 ありがとうございます。

では、決算書の195ページ、保育園の関連事項をお尋ねいたします。人件費、時間外勤務手当、自宅で運動会の準備をするなど持ち帰りの作業は実際にさせておいでではないでしょうか。あわせて、サービス残業ということはないでしょうか。また、残業に見られる主な理由はどのようなものですか。発表会などイベントに関連する作業、保育記録など作成による事務仕事など、具体的に時間数の多いものを上位3つぐらいちょっと上げてもらえますか。

○保育課主幹 時間外勤務手当に関します今の御質問になりますけれども、まず最初に、過去の各園児に関わります情報等につきましては、個人情報の観点から本来自宅、保育園外へ持ち出すということは禁じておりますので、そのような事例がまずあるようでしたら、園長会等を通じまして注意喚起をしてみたいと思っております。

また、日常的な保育の中で園児に使用するようなものや、保育士が個人的に自身の保育の幅を広げるような自己啓発のために作成するような保育材料、こういったものにつきましては、実際に自宅において作成していると話に聞くこともございます。保育士が抱えております業務の負担というものは、精神的にも肉体的にもかなり大きな負担になっているということは把握しておりますので、日常の保育に保育士のほうが注力できるため、事務職員を現在3名を雇用させていただいて事務の軽減に努めているところではございますが、今後も例えば保育士等が作成いたします書類等の様式などを簡素化するなど、引き続き事務の負担の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、

よろしくお願いいたします。

○大藪委員　先ほど言ったような実際に事務作業など具体的に時間数が多いもの、上位3つぐらいを。実際に理由になっているもの、個人情報とは別で3つぐらい上げていただけますか。

○保育課主幹　申し訳ありませんでした。

実際に年度末、または年始にかけましての引継ぎの業務、これは人事異動に伴うものでございますけれども、こういったものですか、時間外に今行っておりますクラスを持ちます保育士の研修会といいますか、会議に参加するための費用、クラス担任を持っております保育士が一堂に集まりまして会議を行わせていただくことがございますので、そのときの時間外、あとはイベント等において発生します時間外というものを主に時間外勤務手当という形でお支払いさせていただいているところでございます。

○大藪委員　ありがとうございます。

ちょっといろいろ漏れ聞こえてくるところに、やはり個人的にこれは持って帰ってやるのは当たり前だと思ってみえるのはいいと思うんですが、ちょっと何かやらされている感があるというふうなことも漏れ聞こえてくるので、ちょっとその辺だけ御注意をお願いいたします。

続いていきますね。

保育士の退職状況で、定年退職者、自己都合による退職者数など、勤務場所が遠くなりやむを得ず退職と至ったとか、転職されたとか、差し支えのない程度で結構ですので、退職理由を、やはりこれも3つほど上げていただければ。

○保育課指導保育士　過去5年間で申しますと、結婚のために遠方に引っ越しをされた方、介護、そして育児などにより退職された方がありました。あと、個人的にほかに興味があることが湧いたという方もありました。

○大藪委員　こちらやはり我々のところに漏れ聞こえてくる情報によりますと、やはりちょっと魅力的にほかのところがよかったということが、例えばこちらで勤務されて、名古屋の条件がすごくよかったから名古屋へ行ったとかいう話が出てきておりますので、こちらのほうもいろいろ今後この2年度も含めて御検討していただけたらというふうに希望を申し上げてお

いて、続いての質問です。

4月の時点では待機児童ゼロではないというふうに聞いておりますが、保育園、12か月を通して待機児童はゼロに、3歳未満でしたよね、さっき聞いたのは。その状況についてお聞かせいただけますか。

- 保育課主幹 では、待機児童の年間を通じての状況について申し上げますと、令和2年度におきましては、実際に待機児童が発生いたしましたのは7月でございます。実際にそこから翌年の3月の期間にかけて、待機児童としましては発生しておる状況でございます。

7月の時点では3名の待機児童がおりまして、一旦8月にこちらは解消されたんですけれども、9月には11名、10月には12名、11月には10名、12月には7名、1月には10名、2月にも10名、3月に7名というような状況でございます。

- 大薮委員 ありがとうございます。

子育てを非常にアピールしている市ですので、こういったことがないようにお願いできますでしょうか。

関連質問になります。先ほど掛布委員が御質問された内容、これはいいです、先ほど答えていただいたので、199ページの新型コロナウイルス感染症対策事業、17備品購入に記載があるタブレット端末のことについてお伺いします。これは240万円弱ということですが、どこで何台をどのように利用しているのか、その利用方法ですとか、そういったものを詳しく教えてください。

- 保育課主幹 御質問のありましたタブレットにつきましては、市内18園保育園がございまして、そのうち指定管理園2園を除きます16園に各1台配置させていただいたものでございます。

もともと使用目的でございますが、サーモグラフィーのカメラと同時に購入いたしまして、そのモニター用として購入したものでございます。実際には、ただサーモグラフィーのカメラだけでは利用の頻度が低いというところもございまして、通常のL G W A N系の端末と同じように利用させていただくような設定を設けまして、実際には登園の確認ですとか、あと保育士がそのパソコンを持ちましてふだんの保育業務の中で活用させていただいてい

るものでございます。

- 大藪委員　サーモグラフィーのモニター用って、サーモグラフィー自体にもう体温が出るんじゃないですか。そのモニターというのは必要なんですか、タブレットということなので。もう一つ、今、登園のことについて利用されるということ、登降園システムをそのまま導入されてもいいような気がするんですが、そういうのには利用してみえないんですか。
- 保育課主幹　今回、こちらは国の補助金を活用して導入させていただいたサーモグラフィーのカメラなんですけれども、実際には液晶等の画面がついていないカメラと、こういったモニターをセットとして活用するものを購入させていただいております、なので、実際にカメラ自体には体温が分かるという機能がついていないものになってございます。そのため、今回こちらのタブレットも併せて購入したということになっております。
- 大藪委員　高過ぎませんか。これはちょっともう少し購入される際に、恐らく去年の年度のことですので、もうちょっときちっと、ちゃんと見るものもついている状態で商品がいっぱい出ているはずですので、御検討いただかないとまずくはないですかね、どうでしょうか。
- 保育課指導保育士　サーモグラフィー自体にも体温の表示は大まかにされております、ただ画面が小さいということと、子供が触ったりしないようにちょっと箱で囲ったりなんかして、子供にも自分がこういう状況だよと分かりやすいようにタブレットのほうを子供に向けて、子供が自分で意識できるようにということでやらせていただきました。
- 大藪委員　最後にしますけど、保育園児で年少、年中が体温を見て、俺は36度何分だから高いなあとかいう感じでは、ちょっとどうかなと思うんで、ぜひ今後こういったものを購入される際は、ちょっと気をつけていただければと思っていますので、私の質問は以上にします。ありがとうございました。
- 掛布委員　保育園の送迎用の駐車場を借地で確保していくというふうに部分的になっていて、今後これも検討していただいていると思うんですけれども、保育園の保育士、調理員さんなどの駐車場の確保の状態、それに要しているいわゆる駐車場代金、保育園に勤務する際に車を置く、その駐車場代金について、それこそちょっと漏れ聞くところによると、郊外のいわゆる市街

化調整区域の保育園ですと、園の皆さんで借りてもその地代は安いので、結果的に安い駐車場代金になるんですけれども、中心部の市街化区域にある保育園ですと当然のごとく駐車場代金も高いので、勤務地が転勤になると、いわゆる駐車場代金の負担が増えてしまって、非常に同じ市内で勤務する保育士さん、調理員さんにとっての不公平感が生じているのではないかと。こういったことも市役所勤務の方の駐車場代金がどうなっているのか、それはちょっと市のほうとしては関知しないということかもしれませんが、やはりどこに勤務されても勤務しやすい状態に整えるということも配慮していただきたいなと思います。

○委員長 要望ということで。では、要望としてお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 00 分 休 憩

午後 0 時 00 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第74号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午後 0 時 00 分 休 憩

午後 1 時 17 分 開 議

○委員長 定刻にはまだなっておりませんが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第75号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認

定について

○委員長 議案第75号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第75号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の369ページをお願いいたします。

歳入については、370ページ、371ページ上段、1款国民健康保険税から、374ページ、375ページの7款繰越金まででございます。

続きまして、歳出でございますが、376ページ、377ページ上段、1款総務費から、380ページ、381ページの8款予備費まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。決算書だけでは何も分からないので、監査委員さんの監査意見書の49ページから、特に50ページ、51ページにかけて保険税収入と収納率の関係、前年度、令和元年度に比べてどれほど保険税の負担額が増えたかということが書いてあります。

51ページの意見書を見ると、中ほどのところに被保険者1人当たりの保険税の負担額が9万4,874円で、前年度に比べて7,281円、8.3%増えていると。1世帯当たりの保険税負担額が15万705円で、前年に比べて9,398円、6.7%増加していると。これは予算の段階からたしか8%ぐらいの値上げを含んだ予算だったので、そうなるのは分かりますけれども、にもかかわらず、収納率が滞納繰越分にしても現年度分にしても、令和2年度のほうが令和元年度より収納率が上がっているんですね。これが非常に不思議だなあというか、どう考えたらいいのかなあというのが分からないので、まずその理由、どうして収納率が上がっているのかなあというのを教えていただきたいのと、あと、これによって監査委員さんのは実際1人当たりの負担額が幾らと書いてある

んですけど、調定額でいくと、1人当たり保険税負担額が幾らか。それで、県内の他の自治体と比べてどうかということが分かれば、一緒に教えてください。

- 保険年金課長　　まず、1つ目の御質問の収納率がどうして上がったかというところで、少し今ちょっと悩んだところがあるんですけども、収納課だとか税務課の課長さん方とお話をする中で一つ思い当たる場所としては、定額給付金だとか持続化給付金だとか、そういったところの補填が少し収納率のほうに影響しているのではないかとということがありまして、確かにそういうことなのかなあとということぐらいしか変わった要素としてはないので、そういうところが1つあったのかなあと。全国的に見ても収納率が上がっているということですので、恐らくそういうことなんだろうというふうに思います。

それから、2つ目、3つ目の御質問のところは少しうまくのみ込めなかったところがあるんですけども、調定額に対する……。

- 掛布委員　　調定額と比較すれば、県内の他市町村の中でどういう位置にあるかというのが分かるんじゃないかなあと勝手に思っただけです。
- 保険年金課長　　それでは、調定額の比較で申し上げますと、38市のほうで申し上げますと、38市中37番目の調定金額ということで9万5,182円。県内の38市の平均でいいますと、10万2,211円ということになっております。最高額としては13万1,199円、そうした差があるという状況でございます。
- 掛布委員　　ありがとうございます。

収納率、高くなったら普通は滞納が増えるんだけど、持続化給付金の影響で辛うじて滞納が増えなかったということなんですけど、あと短期証の世帯数はどれだけだったか教えていただけますか。

- 保険年金課長　　短期証の発行件数につきましては、令和3年2月更新分で直近更新しておりますので、その数字で申し上げますと、交付対象世帯数413件に対して374件の短期証を発行しております。
- 掛布委員　　あと、収納未済額が滞納繰越分を含めて5億29万円ほどなんですけど、滞納世帯数は何世帯でもってこの5億円の滞納になっているかというのと、滞納している1世帯当たりになると、それは幾らになるかというこ

とも、計算すれば分かりますけれども、分かったら教えてください。

○保険年金課長 滞納世帯数につきましては、令和3年6月1日現在で申し上げますと、有資格世帯の滞納件数としては1,152世帯が滞納件数ということになりまして、こちらの5億を世帯数で割りますと1件当たり43万4,000円強ということになります。

○掛布委員 すみません。思ったほど滞納額が多くなって、恐らく今までもずうっとそうだったんですけれども、滞納を抱えている世帯の所得というのは、かなり低い世帯ほど滞納を発生させているんじゃないかなと思うんです。だから、とにかく保険税はできる限り安くならないといけないし、安い世帯への減免とかをちゃんとやって、新たな滞納を発生させないといけないと思うんですけれども、そこでちょっと疑問に思ったのが、この令和2年度の保険税の計算の基になっている令和元年度の所得が、それまでよりも増えたという、被保険者1世帯当たりの所得が。コロナ禍の前でするので増えるのかなあ。ただ、いわゆる被保険者の方は半分以上が高齢者で、あとは非正規雇用の方とか本当に所得の少ない、所得100万円以下が半分、200万円以下で7割ぐらい。残りが、ごく一部がかなり稼いでいる方というような、そんな構成だったと思うんですけれども、令和元年度の所得が増えた要因というのは何なんでしょう。そのところがまるで分からないわけなんですけれども。

○保険年金課長 すみません。所得が増えた要因については、なかなかちょっとこちらのほうも分析をしかねるところでして、金額としての結果論だけ申し上げますと、平成30年度から令和元年度にかけての増額としては、1人当たり4万円強ということになっております、所得としては。その要因については、ちょっとこちらでは分析しかねるところでございます。

○掛布委員 ちょっとよく分からないけれども、それで国保税収が増えているということなんですけど、問題の県から削減せよと求められている一般会計の繰入金なんですけど、いろんな法定外の一般会計繰入金があると思うんですけど、それが決算年度で幾らあって、そのうちの削減しなくてもいいという削減する必要がない法定外の繰入金と、削減せよというふうに言われている法定外繰入金というのは幾らかというのを教えてください。

○保険年金課長 今の定義の中で、法定外の繰入金とされている金額としま

しては、江南市において繰り入れている金額としましては2億6,294万5,000円で、そのうちの1億8,500万円が赤字削減額ということの位置づけになっている金額になります。

○掛布委員　　そうすると、要するにこの1億8,500万円を赤字補填しているのです、その赤字補填をなくしていくということは自動的に値上がっていくわけなんですけど、国保税が。そして、なくしていった究極の保険税の額が県が示す標準保険税率と。なので、午前中も申し上げたんですけど、できる限り被保険者の医療費、医療給付費を下げる努力をして、少しでも県に対する納付金下がれば、県が示す標準保険税率も下がっていく可能性があるよと、そういうふうに考えればよろしいですか。

○保険年金課長　　実際には、今の納付金の算出方法としては医療費水準を完全に反映した形ですので、おっしゃるとおり医療費が下がれば納付金も下がってくるということになるんですけども、この先、今、県単位化でして、税率の統一という方向に向いたときに医療費水準というものを完全に反映するのか全く反映しないのかということころは、議論の対象になってくるというふうに考えております。

○掛布委員　　今知ってみえる限り、県内の自治体の中で県が言っている赤字補填のその他一般会計繰入金全部なくしちゃったと。もう完全に繰入れを認められるもの以外は一切繰り入れていないよという自治体は、どれぐらいあるのか分かりますか。

○保険年金課長　　すみません。ちょっと今すぐにはっきりした件数の分かるものが出てこないんですけども、数としては少なかったと思います。10自治体もないぐらいの自治体が繰入れをしているという状況でございます。

○掛布委員　　とにかく少しでも保険税が上がらないように、ありとあらゆる努力をしていただきたいと思います。

もう一点ですが、報告書の中に傷病手当、コロナに感染した国保の加入者の被用者に対して傷病手当を支払う設定と。報告書の272ページですね。僅か1件、16万5,600円の支払いということなんですけれども、これは何か月支払われたんでしょうか。

○保険年金課長　　この1件の支給の積算になりますけれども、この方お一人

分なんですけれども、支給の対象となる日数としては23日間お休みを取られたということで積算をさせていただいております。

実際には1日当たりの収入を算出して、その3分の2が対象になるものですから、この方、直近3か月で1日当たり1万800円の収入があったということで、1万800円の3分の2が7,200円。7,200円の23日分で16万5,600円をお支払いしたということになります。

○掛布委員　この方は自分で市役所のほうに申告されてきて、この制度を御存じで申請されたんでしょうかね。いわゆる制度をつくる时候にも被用者だったらまだ事業そのものがそれによって潰れてしまうとか、ほかの勤務されている方も補っていけるので。ただ、事業主そのものだったら、事業主そのものがコロナにかかって、それこそ1か月も事業ができないといたら、もうその会社そのものが成り立たなくなって潰れてしまう可能性もあるので、この傷病手当の支給対象として、やはり被用者だけじゃなくて事業主もちゃんと対象に入れないといかんというふうに、そういうふうに制度というのは変えていくべきじゃないんでしょうか。

○保険年金課長　この傷病手当金の制度につきましては、令和2年度にコロナ対応ということでスタートしたんですけれども、実際には国の補助金を全額、財政支援があるということでスタートをしております、各市町村とも同じような成り立ちということになっております。

今の市の国保財政の中で傷病手当金を賄えるかということ、なかなか今後の納付金等の支払いの関係もありますので、傷病手当金の制度について対象を拡大するというのは判断しかねたというところでございます。

○掛布委員　報告書の271ページに国民健康保険の加入者がマイナンバーカードで医院を受診できるようにシステム改修をしましたということで、先日も健康づくり課のほうで全然別の件で、いわゆる医院をマイナンバーカードで受診できるような医院が市内にどれほどありますかと、ほとんどないんじゃないでしょうかとお聞きしたんですけど、分かれば教えてください。

ついでに、国保の被保険者の方でマイナンバーカードを取得されて、もうこれで医院を受診できるよという事前登録が済んでいる方ってどれぐらいいらっしゃるでしょうか。

○保険年金課長　今のマイナンバーカードが利用できるようになるのは、この令和3年10月からということで、今、集中導入期間ということで対応しているんですけども、江南市のほうで今現在プレ導入ということで導入をしている医療機関は、私のほうで把握しているのは特定健診を行っている45機関の中でいいますと1医療機関のみ、1つがプレ導入をしているという情報は得ております。

それから、マイナンバーカードを保険証として利用できるように登録している方につきましては、こちらのほうでは把握はしていませんけれども、全国的なパーセンテージといえますか新聞報道などによりますと、約1割、カードの交付を受けている方で1.5%ぐらいの方が保険証利用の登録をしているということになっております。

○掛布委員　何がお聞きしたかったかという、ほとんどあまり残念ながら国の方針の下でシステム改修にお金を費やされているわけなんですけど、ほとんどマイナンバーカードの医院の受診というのは、医療機関にとってもすごい大迷惑だし、それを使っていったらまた大混乱が起こるし、本当に意味があるかなあという程度かなと思いますので、あまりやる意味がなかったんじゃないかなあ、そのように思います。以上です。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時41分　休　憩

午後1時41分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。

議案第75号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第77号　令和2年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

○委員長 続いて、議案第77号 令和2年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第77号 令和2年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、御説明申し上げます。

事項別明細書の392ページ、393ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

392ページ、393ページの1款保険料から、396ページ、397ページの8款2項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

398ページ、399ページをお願いいたします。

398ページ、399ページの1款総務費から、406ページ、407ページの7款1項1目予備費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員 決算書の405ページのところで、そのところに地域支援事業で報償費として認知症初期集中支援チーム委員謝礼というのが書いてあります。まず、認知症の初期集中支援チームというのは、どういう人が構成になっているのか教えてもらえますか。

○高齢者生きがい課長 認知症初期集中支援チームというのは、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境の中で暮らしていけるために、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築するということを目的としております。池田医院のドクターを中心といたしまして、地域包括支援センターの職員などを交えて定期的に会議を開催しているものでございます。

○野下委員 そうなりますと、まずお医者さんと地域包括支援センターの職

員という形になりますね。人数は決まっていますでしょうか。

○高齢者生きがい課長 専門医として先ほど申し上げました池田医院の先生と、専門職としては各地域包括支援センターから2名ずつ、3包括ございますので6名です。ほかに市の職員が参加しているような状態でございます。

○野下委員 そういうメンバーの中で支援をしていくというチームというふうに今回答があったと思うんですけど、この成果報告書の249ページにその利用数が書いてあります。目標が30人ですよ。それに対して実績数は20人の利用があったということなんですけど、認知症にかかってみえる方が年々増えてきていると思うんですよ。20人というのは、目標に対してはそれほど多いものではないかなというふうに思うんですけども、こういう事実もあるということをひょっとして御存じじゃないとか、そういうことも危惧されるんですけど、当局として、この30に対して20というのはどういうふうに評価してみえますか。

○高齢者生きがい課長 こちらの会議にかけられる方というのは、それぞれ地域包括支援センターに御相談に来られた方を対象としておりまして、周知不足という面はあるかもしれませんが、必要な支援が行われているものと考えております。

○野下委員 認知症が進んでいくと、御家庭で御家族を見ていくとか、お世話するというのは本当に大変だと思うんですよ。核家族も進んできているわけですから、その認知症の初期の段階ですから、いかに初期の段階でサポートしていくかということが一番大事だと思って、進んでいけば進んでいくほど非常に負担も大変ですし、本人も大変でしょうけれども、非常に大事な部分だと私は思いますので、こういう制度があるよということをもっとPRを何かのときにさせていただいて、そして相談体制がきちっと早く取れるような努力をお願いしたいと、要望です。

○委員長 要望として、お願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません、何点かお尋ねします。

まず決算書の392ページ、393ページ上段の第1号被保険者保険料の収入済額、収入未済額についてですけれども、収入未済額が現年度分、滞納繰越分

両方で3,438万円ちょっとになっています。年金から介護保険料が天引きされる方は滞納のしようがないものですから100%徴収されるわけなんですけれども、滞納が生ずるのは、いわゆる普通徴収、自分で納めていただいている方。自分で納めていただいている方というのは年金の額がとても低くて、年間たった15万円以下の人ですよ。違いましたか、違っていただけませんか。とても年金の額が少ない方が普通徴収になって、そうすると払い切れずに滞納になってしまうということなんです。

納めないと介護保険サービスが受けられない場合がありますねとか、受ける場合は10割負担になりますねとか、何かそんなような御注意というか、警告みたいな文言も見かけるところなんですけど、実際この滞納を抱えておられる方が人数にすると何人いらっしゃるかって、そういう方が今介護保険サービスを受ける段にどういう状況になっておられるか、把握されていれば教えていただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長　　まず現年分の普通徴収の未納の方は、現在263名でございます。

それから、未納の方に対する給付制限というものをやっている方は、実際にはおりません。

○掛布委員　　すみません。今、現年度分の未納の方が263人ですけど、滞納繰越分は1人の方が何期も何期もというか、何年分もですけど、実人数にするとこちらは何人いらっしゃるかというのは分かりますでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　失礼いたしました。

滞納分につきましては、301名の方でございます。

○掛布委員　　そうすると、いわゆる介護保険料の支払いが発生しているというのは65歳以上の方ですので、滞納していらっしゃる方でも早晚御自身が介護保険のお世話にならなければならない局面というのは当然やってくるのが考えられて、実際この301人の方の中にももう既にそういった状態になっている可能性はあるわけなんですけど、そういう方は今給付制限はやられていないということなんですけれども、いわゆる1割負担で介護サービスを受けていただいているということなんですでしょうか。

○高齢者生きがい課長　　そのとおりでございます。

○掛布委員 非常に寛容な対応で安心いたしました。

もう一つ、国民健康保険税のコロナ減免はすごい額があったんですけど、介護保険料についても令和2年度同様の条件でコロナ減免をしていただいたと思うんですけども、令和2年度分で何件、幾ら減免していただけたか分かったら教えてください。

○高齢者生きがい課長 令和元年度分と2年度分がございます。元年度分につきましては94件、金額は89万3,200円です。令和2年度分につきましても98件、530万1,100円という状況でございました。

○掛布委員 ありがとうございます。

それで大分救われたかなあと思います。

あと1点、決算書の392ページの下のほうにあります国庫支出金の4. 保険者機能強化推進交付金という2,288万1,000円の収入済額というのがありますが、これは決算書の前年度、令和元年度を見ると、令和元年度は1,100万円だったんですが、すごい増えている、これはなぜどういう性質で江南市にもらえるかということ、いわゆる第7期の介護保険事業計画そのものが、できるだけ給付の適正化というか、できるだけ介護保険の給付を抑えるというか、元気でいていただいて、できるだけ使わないでいていただきたいという、そういう方向にいかにもうまく誘導して行って、介護保険の給付を抑えるかという、そういう方向につくられているので、それで成果を上げたところを点数化して、頑張ったところに保険者機能強化推進交付金をたくさん出すという仕組みだと私は理解していたんですけども、これがこんなに増えた理由というのを教えていただきたいです。

○高齢者生きがい課長 保険者機能強化推進交付金というのは、平成30年度からできている制度なんですけれども、令和2年度からそちらの交付金に加えまして介護保険保険者努力支援交付金というものが創設されまして、その2つの交付金を合わせたものが決算のほうに載っている数字でございます。

1つ目の保険者機能強化推進交付金については、保険者の自立支援・重度化防止に対する取組の評価でございます。今回新たに創設されました保険者努力支援交付金につきましては、介護予防・健康づくりに対する取組を重点的に評価するという内容になっております。

○掛布委員 保険者の自立支援というのがよく分からないんですけど、被保険者の自立支援ではなくて、保険者、すなわち自治体の自立支援という、ちょっと意味が分からないんですけど、どういうことなんでしょう。

○高齢者生きがい課長 保険者の自立支援と申しあげましたけれども、実際に特別会計の中では地域支援事業ですとか、高齢者の自立支援や介護予防といったものに対する取組に対する交付金という内容でございます。

○掛布委員 分かりました。

じゃあ、両方合わせて増えたということで、江南市はよく頑張って介護給付を減らして抑えたなとか、サービスを使わないで頑張った方を増やせたんだなということが、この給付金・交付金の支給で分かるかなと思うんですけども、ちょっとこの令和元年度はコロナの影響がすごく大きく響いていて、いろんな地域のサロンであるとか、健康づくりの体操であるとか、そういうものが低調で予算が余ってしまったというのはとてもよく分かるんですけども、ただ、先週も申しあげたと思うんですけども、余り方がかなりひどいなという。

決算書の402ページ、403ページのところで、一番下の4款地域支援事業費の4款1項のところの介護予防生活支援サービス事業費を見ると、予算額が4億183万円に対して支出済額が2億8,573万円ということで、1億1,610万円も余っていて、執行率が7割ちょっとしか行かないということで、できるだけちゃんと執行して、いわゆる程度の軽い方にしっかりサービスを使っただいて、重度化防止というふうに頑張っていたかと思うんですけど、やはりとても低過ぎたなあというのが結果として出てきています。

もちろん404ページ、405ページのところにある一般介護予防のほうはもっとひどく余っていて、こっちはしようがない、さっきの地域の運動教室などがほとんどやれなかったのが致し方がないのかなという気はしますが、介護予防の生活支援サービス事業費の執行率の低さというのをどういうふうに捉えてもらっているのでしょうか。

○高齢者生きがい課長 介護サービス費につきましても介護予防のほうにつきましても、前年よりは伸びているんですけども、委員おっしゃいますように、特に介護予防に関しましては、予算に対する執行率はかなり低いもの

となっております。

介護サービスにつきましては、必要な方に利用されるよう提供されているものと思っておりますけれども、本来は介護予防というところにも力を入れて、できるだけ介護サービスの利用をしないで済むような生活をしていただきたいと思っておりますので、コロナの感染状況を見ながらということにはなりますけれども、あとは周知などを図ってまいりたいと考えております。

○掛布委員 最後になります。

配食サービスの進み具合についてお尋ねしたいんですけれども、この介護予防生活支援サービス事業費の中にも軽度の方の給食サービス費が含まれていて、また全然別のところに、405ページの下から3行目のところにも給食サービス費というのが含まれていて非常に分かりにくい構成になっていて、何が何やらちょっとこれだけでは分からないんですけれども、実際給食サービスというのは、いわゆるコロナの感染が広がって不安な中でも、給食サービスというのはそれに構わず自宅まで届けていただけるので、十分利用していただきたかったなと思うんですけれども、何かあまり利用が進んでいない感じがするんですけど、実績としては前年度に比べてどうだったのでしょうか。教えていただきたいです。

○高齢者生きがい課長 給食サービスにつきましては、まず要介護の方が利用されているものが任意事業の中にございます。そちらは令和2年度の実績で2万3,884食の利用がありました。要支援につきましては、総合事業のほうで行っております。こちらは延べ3万8,414食のございました。

2つ合わせた食数になりますけれども、令和2年度は今申し上げた2つで6万2,298食なんですけど、令和元年度におきましては6万241食、平成30年につきましては5万1,717食ということで、利用者の方は増えているものと考えております。

○掛布委員 最後って言ったのに、もう一回。

給食サービスは、以前は独居の高齢者であれば状態が、身体の状態とかどういう状況であろうとも、お願いすれば受けられたんですけれども、何かいつの間にか基本チェックリストを通過しないと、その洗礼を受けて合格しないと給食サービスを利用できないというふうになってしまっているんですけ

れども、この基本チェックリストをかけることで給食サービスが利用しにくくなっちゃっている、そういうことはあるんじゃないでしょうか。

○高齢者生きがい課長 特にそのようなお話は伺ったことがございません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 04 分 休 憩

午後 2 時 04 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第78号 令和2年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第78号 令和2年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第78号 令和2年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の409ページをお願いいたします。

歳入については、410ページ、411ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、最下段の4款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、412ページ、413ページ上段の1款総務費から中段の3款諸支出金まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 すみません。これもちょっと数字だけでさっぱり分からないので、監査委員さんの審査意見書に数字の動きがまとめられているので、この60ページを見ると、令和2年度は後期高齢者医療保険料の値上げがありまして、令和元年度の収入額が10億9,489万円に対して、令和2年度が12億2,767万円という、すごく保険料収入が伸びております。約10%は値上げになったのかなあと思うんですけど、これは後期高齢者の方1人当たり幾らの値上げになったかというのは分かるでしょうか。

○委員長 回答が準備でき次第でよろしいでしょうか。

○掛布委員 すみません。本当にちょっと全然資料がないので、前から欲しかったら自分でまとめて要求しなさいと言われるんですけど、なかなか要求するところまで暇がなく、ちょっとここでお聞きしていきますが、後期高齢者の方の決算年度での人数と、そのうちの普通徴収の方は何人いらっしゃったか、それをまず教えていただけますでしょうか。

○保険年金課長 納付方法が特別徴収と普通徴収ということでございまして、普通徴収のほうの割合については、37%の方が普通徴収ということになります。

これが通常特別徴収が基本なんですけれども、申出によって普通徴収のほうに切替えができるという仕組みになっているものですから、比較的申出が多い状況でございまして、その結果、普通徴収のほうに切り替わっているという状況でございます。

○掛布委員 全体の数って何人でしょうか。後期高齢者の被保険者数、何人。

○保険年金課長 後期高齢者の令和2年度末の被保険者数は1万5,029人ということになります。

○掛布委員 ごめんなさい。制度がごろごろ変わって、よろしくない値上げの話ばかりなんですけど、県の広域連合が決めてきているわけなんですけど、この令和2年度、令和3年度の保険料率が10%値上げになっているのと、あと令和2年度に移るときに均等割の低所得者の軽減が縮小されたと思いま

す。私の記録では、8.5割軽減が7.75割軽減に、8割軽減の人が7割軽減にということなんですけど、それぞれその影響を受けて値上がっちゃった人は何人ずついらっしゃるか分かるでしょうか。

○保険年金課長　こちらのほうで把握している数字というのが、7割、5割、2割というくくりで把握をしております、7割軽減の中に7.75割と8.5割の方が含まれておるんですけれども、具体的にちょっとその内訳というのは把握ができておらないという状況でございます。

○委員長　後で、分かり次第。

○掛布委員　すみません。愛知後期高齢者の広域連合のほうで、すいとぴあ江南を後期高齢者の加入者の方の保養施設という指定がされて、後期高齢者医療の保険証を出せば1泊につき1人1,000円割り引くよという制度ができているんですけれども、ぜひそんなのを利用して、すいとぴあを少しでも宿泊していただけたらなと思ったんですが、その利用状況というのは分かるでしょうか。

○保険年金課長　そちらにつきましては、運用主体が後期高齢者広域連合のほうになっていまして、実際に何人利用されたかという情報というのはこちらのほうでちょっと今把握できていない状況でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

先ほどの回答。

○保険年金課長　先ほど保留しておりました1人当たりの保険料調定額の令和元年度と令和2年度の比較で申し上げますと、令和2年度のほうが8万2,448円、令和元年度のほうが7万5,394円ということになっております。

○委員長　暫時休憩いたします。

午後2時15分　休　憩

午後2時15分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時16分　休　憩

午後 2 時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午後 2 時16分 休 憩

午後 2 時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局のほうより答弁の訂正がありますので、課長のほうから発言をしていただきます。

○保険年金課長 先ほどの江南市国民健康保険特別会計の歳入歳出決算認定のほうの質疑の中で、マイナンバーカードを取得した方に対する保険証利用登録の割合のところ、1.5%と申し上げたんですけれども、1割の誤りで約10%の方が利用登録をしているという国の情報がありましたので、訂正をさせていただきます。申し訳ありませんでした。

議案第81号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第81号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課指導保育士 それでは、追加議案書の2ページ、議案第81号 江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明させていただきます。

3ページをお願いします。

江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、6ページに江南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時19分　休　憩

午後 2 時20分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

行政視察について

○委員長　続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、6月定例会の委員会におきまして、ワクチン接種の状況に応じて改めて協議をお願いすることとしておりました。現在ワクチ

ン接種が進んでいるものの、新型コロナウイルス感染症の終息のめどは立っておりません。行政視察を行うことは難しいと思うのですが、何か御意見や御提案がございますでしょうか。

委員長からの思いといたしましては、可能であれば行政視察は行きたいと思っております。ただ、今お話ししたとおりなんですけれども、ワクチン接種状況及び新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立たないというところから、状況を見ながら、また御提案させていただければと思います。

研修会について

○委員長　　続きます、研修会についてを議題といたします。

研修会につきましては、6月定例会の委員会におきまして9月定例会の委員会で改めて御協議させていただくこととしておりました。また、6月定例会の委員会では、江南市の歴史についてという案がありましたが、何か御提案や御意見はございますでしょうか。

まず、研修会を開くかどうかということが1点と、提案として江南市の歴史という研修内容の案が6月に出ましたけれども、ほかにこういったことをやってほしいなというような意見がございましたら、御意見を頂戴したいなというところがございます。

ちなみにではありますけれども、江南市の歴史におきましては、実は今の愛知県警江南警察署、交通公園、それと南部の学供、あの辺り一帯の土地が実は愛知県蚕業試験場というお蚕さんの研究所があったところなんですけれども、養蚕ですね。このお蚕さんの絹というものは、明治維新から数えますと殖産産業として富国強兵の一つとして取り入れたわけですし、この愛知県蚕業試験場というものが各都道府県に1か所しかないというものが、実は愛知県江南市の布袋にあったということがございます。なぜ江南市が選ばれて、どのようにして江南市が発展していったのかというものを題材にしてはどうかということ、今、委員長・副委員長のほうで話し合っているところがございます。

もし特別に御意見がなければ、これで進めたいと思いますが、題材に関し

ましては委員長・副委員長のほうに一任をいただけたらなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　さらに、時期に関しましても御一任いただけましたら。
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ありがとうございます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

2日間にわたりまして審議いただきまして、誠にありがとうございます。

以上で厚生文教委員会を閉会いたします。

午後2時25分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 宮田達男